

【回答資料】消防設備点検実施内容一覧

No.	担当課	施設名称	実施状況
1	財政課	伊奈庁舎	仕様書がないため報告書の頭紙を開示します。
2	財政課	谷和原庁舎	仕様書がないため報告書の頭紙を開示します。
3	社会福祉課	きらくやま世代ふれあいの館	・年2回 ・機器点検、総合点検、防火対象物総合点検 ※仕様書なし
4	社会福祉課	きらくやますこやか福祉館	・年2回 ・機器点検、総合点検、防火対象物総合点検 ※仕様書なし
5	みらい子ども課	伊奈第1保育所	総合点検 年1回、機器点検 半年に1回実施。 ※仕様書なし。
6	みらい子ども課	伊奈第2保育所	総合点検 年1回、機器点検 半年に1回実施。 ※仕様書なし。
7	みらい子ども課	谷和原第1保育所	消防設備保守点検(総合点検、機器点検)をそれぞれ実施。 ※仕様書なし。
8	みらい子ども課	谷和原第2保育所(谷和原幼稚園)	消防設備保守点検(総合点検、機器点検)をそれぞれ実施。 ※仕様書なし。
9	健康増進課	保健福祉センター	仕様書を開示します。
10	住まい開発政策課	古川住宅	仕様書を開示します。
11	住まい開発政策課	秋葉山住宅(鉄筋)	仕様書を開示します。
12	学校総務課	教育委員会庁舎	仕様書を開示します。
13	学校総務課	わかくさ幼稚園	仕様書を開示します。
14	学校総務課	すみれ幼稚園	仕様書を開示します。
15	学校総務課	谷和原幼稚園(谷和原第2保育所)	同じ施設のため、谷和原第2保育所分で実施。
16	学校総務課	小張小学校	仕様書を開示します。
17	学校総務課	豊小学校	仕様書を開示します。
18	学校総務課	伊奈小学校	仕様書を開示します。
19	学校総務課	伊奈東小学校	仕様書を開示します。
20	学校総務課	谷和原小学校	仕様書を開示します。
21	学校総務課	福岡小学校	仕様書を開示します。
22	学校総務課	小絹小学校	仕様書を開示します。
23	学校総務課	陽光台小学校	仕様書を開示します。
24	学校総務課	富士見ヶ丘小学校	仕様書を開示します。
25	学校総務課	伊奈中学校	仕様書を開示します。
26	学校総務課	伊奈東中学校	仕様書を開示します。
27	学校総務課	谷和原中学校	仕様書を開示します。
28	学校総務課	小絹中学校	仕様書を開示します。
29	教育指導課	総合教育支援センター	総合点検 年1回、機器点検 半年に1回実施。 ※仕様書なし。
30	生涯学習課	小張小児童クラブ	総合点検 年1回、機器点検 半年に1回実施。 ※仕様書なし。
31	生涯学習課	豊小児童クラブ	総合点検 年1回、機器点検 半年に1回実施。 ※仕様書なし。
32	生涯学習課	小絹小児童クラブ	総合点検 年1回、機器点検 半年に1回実施。 ※仕様書なし。
33	生涯学習課	陽光台小児童クラブ	総合点検 年1回、機器点検 半年に1回実施。 ※仕様書なし。
34	生涯学習課	富士見ヶ丘小児童クラブ	総合点検 年1回、機器点検 半年に1回実施。 ※仕様書なし。
35	生涯学習課	間宮林蔵記念館	仕様書がないため報告書の頭紙を開示します。
36	生涯学習課	高齢者センター	仕様書がないため報告書の頭紙を開示します。
37	生涯学習課	伊奈公民館	・年2回 ・機器点検、総合点検、防火対象物総合点検 ※仕様書なし
38	生涯学習課	谷和原公民館	・年2回 ・機器点検、総合点検、防火対象物総合点検 ※仕様書なし
39	生涯学習課	谷和原公民館谷原分館	・年2回 ・機器点検、総合点検、防火対象物総合点検 ※仕様書なし
40	生涯学習課	谷和原公民館十和分館	・年2回 ・機器点検、総合点検、防火対象物総合点検 ※仕様書なし
41	生涯学習課	谷和原公民館福岡分館	・年2回 ・機器点検、総合点検、防火対象物総合点検 ※仕様書なし
42	生涯学習課	図書館本館	仕様書がないため請書を開示します。

## 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

令和 5 年 8 月 29 日

常総地方広域消防本部

つくばみらい消防署長

殿

届出者

住 所 茨城県つくばみらい市福田 1 9 5

氏 名 つくばみらい市長 小田川 浩

電話番号 0297-58-2111

下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。

記

防火対象物	所在地	茨城県つくばみらい市福田 1 9 5 番地					
	名称	つくばみらい市伊奈庁舎 庁舎棟					
	用途	令別表第一(15)項					
	規模	地上	3 階	地下	階	延べ面積	3, 9 6 9.00 m <sup>2</sup>
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等	消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報器具及び設備 誘導灯及び誘導標識、非常電源（自家発電設備）、配線、防火扉・シャッター設備						
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄			※ 備 考			
							

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
2 消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合は、点検を実施した全ての者の情報を別記様式第 3 に記入し、添付すること。  
3 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。  
4 ※印欄は、記入しないこと。

0900000044

## 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

令和 年 月 日

常総地方広域消防本部

つくばみらい消防署長

殿

届出者

住 所 茨城県つくばみらい市福田 1 9 5

氏 名 つくばみらい市長 小田川 浩

電話番号 0297-58-2111

下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。

## 記

防火対象物	所在地	茨城県つくばみらい市福田 1 9 5 番地				
	名称	つくばみらい市伊奈庁舎 庁舎棟				
	用途	令別表第一(15)項				
	規模	地上	3 階	地下	階	延べ面積
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等	消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報器具及び設備 誘導灯及び誘導標識、非常電源（自家発電設備）、防火扉・シャッター設備					
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		※ 備 考		
						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。  
 2 消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合は、点検を実施した全ての者の情報を別記様式第3に記入し、添付すること。  
 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。  
 4 ※印欄は、記入しないこと。

0900000044

# 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

令和 5 年 8 月 29 日

常総地方広域消防本部  
つくばみらい消防署長

殿

届出者

住 所 茨城県つくばみらい市福田 1 9 5

氏 名 つくばみらい市長 小田川 浩

電話番号 0297-58-2111

下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。

記

防 火 対 象 物	所 在 地	茨城県つくばみらい市福田 1 9 5 番地				
	名 称	つくばみらい市伊奈庁舎 書庫棟				
	用 途	令別表第一(14)項				
	規 模	地上	1 階	地下	階	延べ面積 2 3 4.09 m <sup>2</sup>

消防用設備等  
(特殊消防用設備等)の種類等

消火器具、自動火災報知設備、配線

※ 受 付 欄

※ 経 過 欄

※ 備 考



- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
  - 消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合は、点検を実施した全ての者の情報を別記様式第 3 に記入し、添付すること。
  - 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
  - ※印欄は、記入しないこと。

0900000045

## 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

令和 年 月 日

常総地方広域消防本部  
つくばみらい消防署長

殿

届出者

住 所 茨城県つくばみらい市福田 1 9 5

氏 名 つくばみらい市長 小田川 浩

電話番号 0297-58-2111

下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。

## 記

防火対象物	所在地	茨城県つくばみらい市福田 1 9 5 番地				
	名称	つくばみらい市伊奈庁舎 書庫棟				
	用途	令別表第一(14)項				
	規模	地上	1 階	地下	階	延べ面積
消防用設備等 (特殊消防用設備等)の種類等	消火器具、自動火災報知設備					
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		※ 備 考		
						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合は、点検を実施した全ての者の情報を別記様式第3に記入し、添付すること。  
3 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。  
4 ※印欄は、記入しないこと。

090000045

# 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

令和 5 年 8 月 29 日

常総地方広域消防本部

つくばみらい消防署長

殿

届出者

住 所 茨城県つくばみらい市福田 1 9 5

氏 名 つくばみらい市長 小田川 浩

電話番号 0297-58-2111

下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。

記

防 火 対 象 物	所 在 地	茨城県つくばみらい市加藤 2 3 7 番地
	名 称	つくばみらい市谷和原庁舎
	用 途	令別表第一(15)項
	規 模	地上 3 階 地下 階 延べ面積 m <sup>2</sup>
消防用設備等 （特殊消防用設備等）の種類等		消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報器具及び設備 誘導灯及び誘導標識、配線、防火扉・シャッター設備

※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	※ 備 考
		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合は、点検を実施した全ての者の情報を別記様式第3に記入し、添付すること。  
 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。  
 4 ※印欄は、記入しないこと。

0900000036

# 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

令和 年 月 日

常総地方広域消防本部  
つくばみらい消防署長

殿

届出者

住 所 茨城県つくばみらい市福田195

氏 名 つくばみらい市長 小田川 浩

電話番号 0297-58-2111

下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。

記

防火対象物	所在地	茨城県つくばみらい市加藤237番地				
	名称	つくばみらい市谷和原庁舎				
	用途	令別表第一(15)項				
	規模	地上	3階	地下	階	延べ面積 m <sup>2</sup>
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等	消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報器具及び設備 誘導灯及び誘導標識、配線					
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		※ 備 考		
						

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合は、点検を実施した全ての者の情報を別記様式第3に記入し、添付すること。  
 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。  
 4 ※印欄は、記入しないこと。

# 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

令和 年 月 日

常総地方広域消防本部  
つくばみらい消防署長

殿

届出者

住 所 茨城県つくばみらい市福田195

氏 名 つくばみらい市長 小田川 浩

電話番号 0297-58-2111

下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。

記

防火対象物	所在地	茨城県つくばみらい市加藤237番地				
	名称	つくばみらい市谷和原庁舎				
	用途	令別表第一(15)項				
	規模	地上	3階	地下	階	延べ面積
消防用設備等 (特殊消防用設備等)の種類等		防火扉・シャッター設備				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		※ 備 考		
						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合は、点検を実施した全ての者の情報を別記様式第3に記入し、添付すること。  
 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。  
 4 ※印欄は、記入しないこと。

090000056



# 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

令和 年 月 日

常総地方広域消防本部  
つくばみらい消防署長

殿

届出者

住 所 茨城県つくばみらい市福田195

氏 名 つくばみらい市長 小田川 浩

電話番号 0297-58-2111

下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。

記

防 火 対 象 物	所 在 地	茨城県つくばみらい市加藤237番地				
	名 称	つくばみらい市谷和原庁舎				
	用 途	令別表第一(15)項				
	規 模	地上	3階	地下	階	延べ面積 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span>
消防用設備等 (特殊消防用設備等)の種類等		防火扉・シャッター設備				
※ 受 附 欄		※ 経 過 欄			※ 備 考	
						

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合は、点検を実施した全ての者の情報を別記様式第3に記入し、添付すること。
  - 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
  - 4 ※印欄は、記入しないこと。

(別紙 1)

消防用設備等点検業務仕様書

1 業務の内容及び留意事項

消防用設備等の機能保全のため、乙は、専門の技術員を派遣して(1)に掲げる業務を次項に定めるところにより行うものとし、甲は、(2)に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 消防法第17条の3の3の規定による同法施行規則第31条の6及びその他の法令等に定められた点検を行い、甲の定めた防火管理者の行う点検業務を補佐する。

(2) 甲は、消防用設備等が常に正規の状態にあることに留意し、火災その他により作動した場合又は事故を発見した場合若しくはこの設備等に影響を及ぼすと思われる工事を必要とする場合は、あらかじめ乙に通知して設備等の保全に努めるものとする。

2 消防用設備の点検種類及び点検回数

1) 自動火災報知設備

イ 機器点検 年 一回 (6ヶ月ごと)

ロ 機器・総合点検 年 一回 (6ヶ月ごと)

2) 消火器

イ 機器点検 年 一回 (6ヶ月ごと)

ロ 機器点検 年 一回 (6ヶ月ごと)

3) 誘導灯

イ 機器点検 年 一回 (6ヶ月ごと)

ロ 機器・総合点検 年 一回 (6ヶ月ごと)

4) 防排煙設備

イ 機器点検 年 一回 (6ヶ月ごと)

ロ 機器・総合点検 年 一回 (6ヶ月ごと)

## 06単住 公営住宅消防設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、06単住 公営住宅消防設備保守点検業務の概要を示すもので、本仕様書に記載のない事項で業務上必要なものは、市と協議の上、実施するものとする。

### 1 目的

公営秋葉山住宅、公営古川住宅 消防用設備における安全面の確保。

### 2 所在地

- ①公営秋葉山住宅 つくばみらい市狸穴1072-4
- ②公営古川住宅 つくばみらい市古川958-3

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

### 4 消防設備保守点検業務の概要

敷地内の消火器具、避難器具の点検 年2回

### 5 服務

業務上知り得たことについて決して第三者に漏らしてはならない。また、履行期間満了後においても同様とする。

## 仕様書

1. 業務名 教育委員会庁舎消防設備保守点検業務
2. 適用 本仕様書は、つくばみらい市が発注する「教育委員会庁舎消防設備保守点検業務」（以下、「業務」という。）について適用する。
3. 履行場所 つくばみらい市福田195 つくばみらい市教育委員会庁舎
4. 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
5. 一般事項
  - ・作業は、消防設備士又は消防設備点検有資格者が行うこと。
  - ・作業中は、事故及び誤作動等がないよう十分な対策を行うこと。
6. 業務内容
  - (1) 点検内容
    - 消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6に基づき消防設備点検を適正に行う。
  - (2) 点検設備及び項目
    1. 消火器具
    2. 屋内消火栓設備
    3. 自動火災報知設備
    4. ガス漏れ火災警報設備
    5. 火災通報装置設備
    6. 非常警報器具及び設備
    7. 避難器具
    8. 誘導灯及び誘導標識
    9. 防排煙設備
    10. 配線設備
    11. 防火扉・シャッター設備

(裏に続く)

(3) 点検回数

- |      |                       |
|------|-----------------------|
| 総合点検 | 1回（8月末までに実施すること。）     |
| 機器点検 | 1回（2月7日（金）までに実施すること。） |

(4) 点検報告

- ・各点検において点検終了日から1か月以内に点検結果報告書（以下、「報告書」という。）を提出すること。
- ・報告書について、委託者に説明を行うとともに、重大な是正事項については、その改善・整備のための打ち合わせを委託者で行うこと。
- ・報告書のほか、委託者が求める書類等がある場合は、提出すること。

7. その他

- (1) 作業日時については、事前に委託者と調整し、委託者の業務の妨げとならないようにすること。
- (2) 作業時は、事故のないよう安全管理に十分注意すること。
- (3) 業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (4) この仕様書に記載のない事項については、必要に応じて委託者及び受託者で協議し定めるものとする。

## 仕様書

1. 業務名 わかくさ幼稚園消防設備保守点検業務
2. 適用 本仕様書は、つくばみらい市が発注する「わかくさ幼稚園消防設備保守点検業務」（以下、「業務」という。）について適用する。
3. 履行場所 つくばみらい市下島422 わかくさ幼稚園
4. 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
5. 一般事項
  - ・作業は、消防設備士又は消防設備点検有資格者が行うこと。
  - ・作業中は、事故及び誤作動等がないよう十分な対策を行うこと。
6. 業務内容
  - (1) 点検内容
    - 消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6に基づき消防設備点検を適正に行う。
  - (2) 点検設備及び項目
    1. 消火器具
    2. 屋内消火栓設備
    3. 自動火災報知設備
    4. ガス漏れ火災警報設備
    5. 火災通報装置設備
    6. 非常警報器具及び設備
    7. 避難器具
    8. 誘導灯及び誘導標識
    9. 防排煙設備
    10. 配線設備
    11. 防火扉・シャッター設備

(裏に続く)

(3) 点検回数

- |      |                       |
|------|-----------------------|
| 総合点検 | 1回（8月末までに実施すること。）     |
| 機器点検 | 1回（2月7日（金）までに実施すること。） |

(4) 点検報告

- ・各点検において点検終了日から1か月以内に点検結果報告書（以下、「報告書」という。）を提出すること。
- ・報告書について、委託者に説明を行うとともに、重大な是正事項については、その改善・整備のための打ち合わせを委託者で行うこと。
- ・報告書のほか、委託者が求める書類等がある場合は、提出すること。

7. その他

- (1) 作業日時については、事前に幼稚園と調整し、幼稚園の給食や授業等の妨げとならないようにすること。
- (2) 作業時は、事故のないよう安全管理に十分注意すること。
- (3) 業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (4) この仕様書に記載のない事項については、必要に応じて委託者及び受託者で協議し定めるものとする。

## 仕様書

1. 業務名 すみれ幼稚園消防設備保守点検業務
2. 適用 本仕様書は、つくばみらい市が発注する「すみれ幼稚園消防設備保守点検業務」（以下、「業務」という。）について適用する。
3. 履行場所 つくばみらい市足高1313 すみれ幼稚園
4. 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
5. 一般事項
  - ・作業は、消防設備士又は消防設備点検有資格者が行うこと。
  - ・作業中は、事故及び誤作動等がないよう十分な対策を行うこと。
6. 業務内容
  - (1) 点検内容
    - 消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6に基づき消防設備点検を適正に行う。
  - (2) 点検設備及び項目
    1. 消火器具
    2. 屋内消火栓設備
    3. 自動火災報知設備
    4. ガス漏れ火災警報設備
    5. 火災通報装置設備
    6. 非常警報器具及び設備
    7. 避難器具
    8. 誘導灯及び誘導標識
    9. 防排煙設備
    10. 配線設備
    11. 防火扉・シャッター設備

(裏に続く)



(3) 点検回数

- |      |                       |
|------|-----------------------|
| 総合点検 | 1回（8月末までに実施すること。）     |
| 機器点検 | 1回（2月7日（金）までに実施すること。） |

(4) 点検報告

- ・各点検において点検終了日から1か月以内に点検結果報告書（以下、「報告書」という。）を提出すること。
- ・報告書について、委託者に説明を行うとともに、重大な是正事項については、その改善・整備のための打ち合わせを委託者で行うこと。
- ・報告書のほか、委託者が求める書類等がある場合は、提出すること。

7. その他

- (1) 作業日時については、事前に幼稚園と調整し、学校の給食や授業等の妨げとならないようにすること。
- (2) 作業時は、事故のないよう安全管理に十分注意すること。
- (3) 業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (4) この仕様書に記載のない事項については、必要に応じて委託者及び受託者で協議し定めるものとする。

## 仕様書

1. 業務名 小張小学校消防設備保守点検業務
2. 適用 本仕様書は、つくばみらい市が発注する「小張小学校消防設備保守点検業務」（以下、「業務」という。）について適用する。
3. 履行場所 つくばみらい市小張1661 小張小学校
4. 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
5. 一般事項
  - ・作業は、消防設備士又は消防設備点検有資格者が行うこと。
  - ・作業中は、事故及び誤作動等がないよう十分な対策を行うこと。
6. 業務内容
  - (1) 点検内容

消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6に基づき消防設備点検を適正に行う。
  - (2) 点検設備及び項目
    1. 消火器具
    2. 屋内消火栓設備
    3. 自動火災報知設備
    4. ガス漏れ火災警報設備
    5. 火災通報装置設備
    6. 非常警報器具及び設備
    7. 避難器具
    8. 誘導灯及び誘導標識
    9. 防排煙設備
    10. 配線設備
    11. 防火扉・シャッター設備

(裏に続く)

(3) 点検回数

- |      |                       |
|------|-----------------------|
| 総合点検 | 1回（8月末までに実施すること。）     |
| 機器点検 | 1回（2月7日（金）までに実施すること。） |

(4) 点検報告

- ・各点検において点検終了日から1か月以内に点検結果報告書（以下、「報告書」という。）を提出すること。
- ・報告書について、委託者に説明を行うとともに、重大な是正事項については、その改善・整備のための打ち合わせを委託者で行うこと。
- ・報告書のほか、委託者が求める書類等がある場合は、提出すること。

7. その他

- (1) 作業日時については、事前に学校と調整し、学校の給食や授業等の妨げとならないようにすること。
- (2) 作業時は、事故のないよう安全管理に十分注意すること。
- (3) 業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (4) この仕様書に記載のない事項については、必要に応じて委託者及び受託者で協議し定めるものとする。

## 仕様書

1. 業務名 豊小学校消防設備保守点検業務
2. 適用 本仕様書は、つくばみらい市が発注する「豊小学校消防設備保守点検業務」（以下、「業務」という。）について適用する。
3. 履行場所 つくばみらい市豊体1692 豊小学校
4. 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
5. 一般事項
  - ・作業は、消防設備士又は消防設備点検有資格者が行うこと。
  - ・作業中は、事故及び誤作動等がないよう十分な対策を行うこと。
6. 業務内容
  - (1) 点検内容

消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6に基づき消防設備点検を適正に行う。
  - (2) 点検設備及び項目
    1. 消火器具
    2. 屋内消火栓設備
    3. 自動火災報知設備
    4. ガス漏れ火災警報設備
    5. 火災通報装置設備
    6. 非常警報器具及び設備
    7. 避難器具
    8. 誘導灯及び誘導標識
    9. 防排煙設備
    10. 配線設備
    11. 防火扉・シャッター設備

(裏に続く)

(3) 点検回数

- |      |                       |
|------|-----------------------|
| 総合点検 | 1回（8月末までに実施すること。）     |
| 機器点検 | 1回（2月7日（金）までに実施すること。） |

(4) 点検報告

- ・各点検において点検終了日から1か月以内に点検結果報告書（以下、「報告書」という。）を提出すること。
- ・報告書について、委託者に説明を行うとともに、重大な是正事項については、その改善・整備のための打ち合わせを委託者で行うこと。
- ・報告書のほか、委託者が求める書類等がある場合は、提出すること。

7. その他

- (1) 作業日時については、事前に学校と調整し、学校の給食や授業等の妨げとならないようにすること。
- (2) 作業時は、事故のないよう安全管理に十分注意すること。
- (3) 業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (4) この仕様書に記載のない事項については、必要に応じて委託者及び受託者で協議し定めるものとする。

## 仕様書

1. 業務名 伊奈小学校消防設備保守点検業務
2. 適用 本仕様書は、つくばみらい市が発注する「伊奈小学校消防設備保守点検業務」（以下、「業務」という。）について適用する。
3. 履行場所 つくばみらい市谷井田2047 伊奈小学校
4. 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
5. 一般事項
  - ・作業は、消防設備士又は消防設備点検有資格者が行うこと。
  - ・作業中は、事故及び誤作動等がないよう十分な対策を行うこと。
6. 業務内容
  - (1) 点検内容

消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6に基づき消防設備点検を適正に行う。
  - (2) 点検設備及び項目
    1. 消火器具
    2. 屋内消火栓設備
    3. 自動火災報知設備
    4. ガス漏れ火災警報設備
    5. 火災通報装置設備
    6. 非常警報器具及び設備
    7. 避難器具
    8. 誘導灯及び誘導標識
    9. 防排煙設備
    10. 配線設備
    11. 防火扉・シャッター設備

(裏に続く)

(3) 点検回数

- |      |                       |
|------|-----------------------|
| 総合点検 | 1回（8月末までに実施すること。）     |
| 機器点検 | 1回（2月7日（金）までに実施すること。） |

(4) 点検報告

- ・各点検において点検終了日から1か月以内に点検結果報告書（以下、「報告書」という。）を提出すること。
- ・報告書について、委託者に説明を行うとともに、重大な是正事項については、その改善・整備のための打ち合わせを委託者で行うこと。
- ・報告書のほか、委託者が求める書類等がある場合は、提出すること。

7. その他

- (1) 作業日時については、事前に学校と調整し、学校の給食や授業等の妨げとならないようにすること。
- (2) 作業時は、事故のないよう安全管理に十分注意すること。
- (3) 業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (4) この仕様書に記載のない事項については、必要に応じて委託者及び受託者で協議し定めるものとする。

## 仕様書

1. 業務名 伊奈東小学校消防設備保守点検業務
2. 適用 本仕様書は、つくばみらい市が発注する「伊奈東小学校消防設備保守点検業務」（以下、「業務」という。）について適用する。
3. 履行場所 つくばみらい市板橋 2 3 7 9 伊奈東小学校
4. 履行期間 契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
5. 一般事項
  - ・作業は、消防設備士又は消防設備点検有資格者が行うこと。
  - ・作業中は、事故及び誤作動等がないよう十分な対策を行うこと。
6. 業務内容
  - (1) 点検内容
    - 消防法第 1 7 条の 3 の 3 及び消防法施行規則第 3 1 条の 6 に基づき消防設備点検を適正に行う。
  - (2) 点検設備及び項目
    1. 消火器具
    2. 屋内消火栓設備
    3. 自動火災報知設備
    4. ガス漏れ火災警報設備
    5. 火災通報装置設備
    6. 非常警報器具及び設備
    7. 避難器具
    8. 誘導灯及び誘導標識
    9. 防排煙設備
    10. 配線設備
    11. 防火扉・シャッター設備

(裏に続く)



(3) 点検回数

- |      |                       |
|------|-----------------------|
| 総合点検 | 1回（8月末までに実施すること。）     |
| 機器点検 | 1回（2月7日（金）までに実施すること。） |

(4) 点検報告

- ・各点検において点検終了日から1か月以内に点検結果報告書（以下、「報告書」という。）を提出すること。
- ・報告書について、委託者に説明を行うとともに、重大な是正事項については、その改善・整備のための打ち合わせを委託者で行うこと。
- ・報告書のほか、委託者が求める書類等がある場合は、提出すること。

7. その他

- (1) 作業日時については、事前に学校と調整し、学校の給食や授業等の妨げとならないようにすること。
- (2) 作業時は、事故のないよう安全管理に十分注意すること。
- (3) 業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (4) この仕様書に記載のない事項については、必要に応じて委託者及び受託者で協議し定めるものとする。

## 仕様書

1. 業務名 谷和原小学校消防設備保守点検業務
2. 適用 本仕様書は、つくばみらい市が発注する「谷和原小学校消防設備保守点検業務」（以下、「業務」という。）について適用する。
3. 履行場所 つくばみらい市加藤241 谷和原小学校
4. 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
5. 一般事項
  - ・作業は、消防設備士又は消防設備点検有資格者が行うこと。
  - ・作業中は、事故及び誤作動等がないよう十分な対策を行うこと。
6. 業務内容
  - (1) 点検内容
    - 消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6に基づき消防設備点検を適正に行う。
  - (2) 点検設備及び項目
    1. 消火器具
    2. 屋内消火栓設備
    3. 自動火災報知設備
    4. ガス漏れ火災警報設備
    5. 火災通報装置設備
    6. 非常警報器具及び設備
    7. 避難器具
    8. 誘導灯及び誘導標識
    9. 防排煙設備
    10. 配線設備
    11. 防火扉・シャッター設備

(裏に続く)

(3) 点検回数

- |      |                       |
|------|-----------------------|
| 総合点検 | 1回（8月末までに実施すること。）     |
| 機器点検 | 1回（2月7日（金）までに実施すること。） |

(4) 点検報告

- ・各点検において点検終了日から1か月以内に点検結果報告書（以下、「報告書」という。）を提出すること。
- ・報告書について、委託者に説明を行うとともに、重大な是正事項については、その改善・整備のための打ち合わせを委託者で行うこと。
- ・報告書のほか、委託者が求める書類等がある場合は、提出すること。

7. その他

- (1) 作業日時については、事前に学校と調整し、学校の給食や授業等の妨げとならないようにすること。
- (2) 作業時は、事故のないよう安全管理に十分注意すること。
- (3) 業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (4) この仕様書に記載のない事項については、必要に応じて委託者及び受託者で協議し定めるものとする。

## 仕様書

1. 業務名 福岡小学校消防設備保守点検業務
2. 適用 本仕様書は、つくばみらい市が発注する「福岡小学校消防設備保守点検業務」（以下、「業務」という。）について適用する。
3. 履行場所 つくばみらい市福岡971 福岡小学校
4. 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
5. 一般事項
  - ・作業は、消防設備士又は消防設備点検有資格者が行うこと。
  - ・作業中は、事故及び誤作動等がないよう十分な対策を行うこと。
6. 業務内容
  - (1) 点検内容
    - 消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6に基づき消防設備点検を適正に行う。
  - (2) 点検設備及び項目
    1. 消火器具
    2. 屋内消火栓設備
    3. 自動火災報知設備
    4. ガス漏れ火災警報設備
    5. 火災通報装置設備
    6. 非常警報器具及び設備
    7. 避難器具
    8. 誘導灯及び誘導標識
    9. 防排煙設備
    10. 配線設備
    11. 防火扉・シャッター設備

(裏に続く)

(3) 点検回数

- |      |                       |
|------|-----------------------|
| 総合点検 | 1回（8月末までに実施すること。）     |
| 機器点検 | 1回（2月7日（金）までに実施すること。） |

(4) 点検報告

- ・各点検において点検終了日から1か月以内に点検結果報告書（以下、「報告書」という。）を提出すること。
- ・報告書について、委託者に説明を行うとともに、重大な是正事項については、その改善・整備のための打ち合わせを委託者で行うこと。
- ・報告書のほか、委託者が求める書類等がある場合は、提出すること。

7. その他

- (1) 作業日時については、事前に学校と調整し、学校の給食や授業等の妨げとならないようにすること。
- (2) 作業時は、事故のないよう安全管理に十分注意すること。
- (3) 業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (4) この仕様書に記載のない事項については、必要に応じて委託者及び受託者で協議し定めるものとする。

## 仕様書

1. 業務名 小絹小学校消防設備保守点検業務
2. 適用 本仕様書は、つくばみらい市が発注する「小絹小学校消防設備保守点検業務」（以下、「業務」という。）について適用する。
3. 履行場所 つくばみらい市小絹 8 5 8 小絹小学校
4. 履行期間 契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
5. 一般事項
  - ・作業は、消防設備士又は消防設備点検有資格者が行うこと。
  - ・作業中は、事故及び誤作動等がないよう十分な対策を行うこと。
6. 業務内容
  - (1) 点検内容
    - 消防法第 1 7 条の 3 の 3 及び消防法施行規則第 3 1 条の 6 に基づき消防設備点検を適正に行う。
  - (2) 点検設備及び項目
    1. 消火器具
    2. 屋内消火栓設備
    3. 自動火災報知設備
    4. ガス漏れ火災警報設備
    5. 火災通報装置設備
    6. 非常警報器具及び設備
    7. 避難器具
    8. 誘導灯及び誘導標識
    9. 防排煙設備
    10. 配線設備
    11. 防火扉・シャッター設備

(裏に続く)

(3) 点検回数

- |      |                       |
|------|-----------------------|
| 総合点検 | 1回（8月末までに実施すること。）     |
| 機器点検 | 1回（2月7日（金）までに実施すること。） |

(4) 点検報告

- ・各点検において点検終了日から1か月以内に点検結果報告書（以下、「報告書」という。）を提出すること。
- ・報告書について、委託者に説明を行うとともに、重大な是正事項については、その改善・整備のための打ち合わせを委託者で行うこと。
- ・報告書のほか、委託者が求める書類等がある場合は、提出すること。

7. その他

- (1) 作業日時については、事前に学校と調整し、学校の給食や授業等の妨げとならないようにすること。
- (2) 作業時は、事故のないよう安全管理に十分注意すること。
- (3) 業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (4) この仕様書に記載のない事項については、必要に応じて委託者及び受託者で協議し定めるものとする。

## 仕様書

1. 業務名 陽光台小学校消防設備保守点検業務
2. 適用 本仕様書は、つくばみらい市が発注する「陽光台小学校消防設備保守点検業務」（以下、「業務」という。）について適用する。
3. 履行場所 つくばみらい市陽光台3-1 陽光台小学校
4. 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
5. 一般事項
  - ・作業は、消防設備士又は消防設備点検有資格者が行うこと。
  - ・作業中は、事故及び誤作動等がないよう十分な対策を行うこと。
6. 業務内容
  - (1) 点検内容

消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6に基づき消防設備点検を適正に行う。
  - (2) 点検設備及び項目
    1. 消火器具
    2. 屋内消火栓設備
    3. 自動火災報知設備
    4. ガス漏れ火災警報設備
    5. 火災通報装置設備
    6. 非常警報器具及び設備
    7. 避難器具
    8. 誘導灯及び誘導標識
    9. 防排煙設備
    10. 配線設備
    11. 防火扉・シャッター設備

(裏に続く)



(3) 点検回数

- |      |                       |
|------|-----------------------|
| 総合点検 | 1回（8月末までに実施すること。）     |
| 機器点検 | 1回（2月7日（金）までに実施すること。） |

(4) 点検報告

- ・各点検において点検終了日から1か月以内に点検結果報告書（以下、「報告書」という。）を提出すること。
- ・報告書について、委託者に説明を行うとともに、重大な是正事項については、その改善・整備のための打ち合わせを委託者で行うこと。
- ・報告書のほか、委託者が求める書類等がある場合は、提出すること。

7. その他

- (1) 作業日時については、事前に学校と調整し、学校の給食や授業等の妨げとならないようにすること。
- (2) 作業時は、事故のないよう安全管理に十分注意すること。
- (3) 業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (4) この仕様書に記載のない事項については、必要に応じて委託者及び受託者で協議し定めるものとする。

## 仕様書

1. 業務名 富士見ヶ丘小学校消防設備保守点検業務
2. 適用 本仕様書は、つくばみらい市が発注する「富士見ヶ丘小学校消防設備保守点検業務」（以下、「業務」という。）について適用する。
3. 履行場所 つくばみらい市富士見ヶ丘2-18-1 富士見ヶ丘小学校
4. 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
5. 一般事項
  - ・作業は、消防設備士又は消防設備点検有資格者が行うこと。
  - ・作業中は、事故及び誤作動等がないよう十分な対策を行うこと。
6. 業務内容
  - (1) 点検内容

消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6に基づき消防設備点検を適正に行う。
  - (2) 点検設備及び項目
    1. 消火器具
    2. 屋内消火栓設備
    3. 自動火災報知設備
    4. ガス漏れ火災警報設備
    5. 火災通報装置設備
    6. 非常警報器具及び設備
    7. 避難器具
    8. 誘導灯及び誘導標識
    9. 防排煙設備
    10. 配線設備
    11. 防火扉・シャッター設備

(裏に続く)

(3) 点検回数

- |      |                       |
|------|-----------------------|
| 総合点検 | 1回（8月末までに実施すること。）     |
| 機器点検 | 1回（2月7日（金）までに実施すること。） |

(4) 点検報告

- ・各点検において点検終了日から1か月以内に点検結果報告書（以下、「報告書」という。）を提出すること。
- ・報告書について、委託者に説明を行うとともに、重大な是正事項については、その改善・整備のための打ち合わせを委託者で行うこと。
- ・報告書のほか、委託者が求める書類等がある場合は、提出すること。

7. その他

- (1) 作業日時については、事前に学校と調整し、学校の給食や授業等の妨げとならないようにすること。
- (2) 作業時は、事故のないよう安全管理に十分注意すること。
- (3) 業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (4) この仕様書に記載のない事項については、必要に応じて委託者及び受託者で協議し定めるものとする。

## 仕様書

1. 業務名 伊奈中学校消防設備保守点検業務
2. 適用 本仕様書は、つくばみらい市が発注する「伊奈中学校消防設備保守点検業務」（以下、「業務」という。）について適用する。
3. 履行場所 つくばみらい市市野深600 伊奈中学校
4. 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
5. 一般事項
  - ・作業は、消防設備士又は消防設備点検有資格者が行うこと。
  - ・作業中は、事故及び誤作動等がないよう十分な対策を行うこと。
6. 業務内容
  - (1) 点検内容
    - 消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6に基づき消防設備点検を適正に行う。
  - (2) 点検設備及び項目
    1. 消火器具
    2. 屋内消火栓設備
    3. 自動火災報知設備
    4. ガス漏れ火災警報設備
    5. 火災通報装置設備
    6. 非常警報器具及び設備
    7. 避難器具
    8. 誘導灯及び誘導標識
    9. 防排煙設備
    10. 配線設備
    11. 防火扉・シャッター設備

(裏に続く)

(3) 点検回数

- |      |                       |
|------|-----------------------|
| 総合点検 | 1回（8月末までに実施すること。）     |
| 機器点検 | 1回（2月7日（金）までに実施すること。） |

(4) 点検報告

- ・各点検において点検終了日から1か月以内に点検結果報告書（以下、「報告書」という。）を提出すること。
- ・報告書について、委託者に説明を行うとともに、重大な是正事項については、その改善・整備のための打ち合わせを委託者で行うこと。
- ・報告書のほか、委託者が求める書類等がある場合は、提出すること。

7. その他

- (1) 作業日時については、事前に学校と調整し、学校の給食や授業等の妨げとならないようにすること。
- (2) 作業時は、事故のないよう安全管理に十分注意すること。
- (3) 業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (4) この仕様書に記載のない事項については、必要に応じて委託者及び受託者で協議し定めるものとする。

## 仕様書

1. 業務名 伊奈東中学校消防設備保守点検業務
2. 適用 本仕様書は、つくばみらい市が発注する「伊奈東中学校消防設備保守点検業務」（以下、「業務」という。）について適用する。
3. 履行場所 つくばみらい市南太田 2 5 4 伊奈東中学校
4. 履行期間 契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
5. 一般事項
  - ・作業は、消防設備士又は消防設備点検有資格者が行うこと。
  - ・作業中は、事故及び誤作動等がないよう十分な対策を行うこと。
6. 業務内容
  - (1) 点検内容

消防法第 1 7 条の 3 の 3 及び消防法施行規則第 3 1 条の 6 に基づき消防設備点検を適正に行う。
  - (2) 点検設備及び項目
    1. 消火器具
    2. 屋内消火栓設備
    3. 自動火災報知設備
    4. ガス漏れ火災警報設備
    5. 火災通報装置設備
    6. 非常警報器具及び設備
    7. 避難器具
    8. 誘導灯及び誘導標識
    9. 防排煙設備
    10. 配線設備
    11. 防火扉・シャッター設備

(裏に続く)

(3) 点検回数

- |      |                       |
|------|-----------------------|
| 総合点検 | 1回（8月末までに実施すること。）     |
| 機器点検 | 1回（2月7日（金）までに実施すること。） |

(4) 点検報告

- ・各点検において点検終了日から1か月以内に点検結果報告書（以下、「報告書」という。）を提出すること。
- ・報告書について、委託者に説明を行うとともに、重大な是正事項については、その改善・整備のための打ち合わせを委託者で行うこと。
- ・報告書のほか、委託者が求める書類等がある場合は、提出すること。

7. その他

- (1) 作業日時については、事前に学校と調整し、学校の給食や授業等の妨げとならないようにすること。
- (2) 作業時は、事故のないよう安全管理に十分注意すること。
- (3) 業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (4) この仕様書に記載のない事項については、必要に応じて委託者及び受託者で協議し定めるものとする。

## 仕様書

1. 業務名 谷和原中学校消防設備保守点検業務
2. 適用 本仕様書は、つくばみらい市が発注する「谷和原中学校消防設備保守点検業務」（以下、「業務」という。）について適用する。
3. 履行場所 つくばみらい市古川950 谷和原中学校
4. 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
5. 一般事項
  - ・作業は、消防設備士又は消防設備点検有資格者が行うこと。
  - ・作業中は、事故及び誤作動等がないよう十分な対策を行うこと。
6. 業務内容
  - (1) 点検内容

消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6に基づき消防設備点検を適正に行う。
  - (2) 点検設備及び項目
    1. 消火器具
    2. 屋内消火栓設備
    3. 自動火災報知設備
    4. ガス漏れ火災警報設備
    5. 火災通報装置設備
    6. 非常警報器具及び設備
    7. 避難器具
    8. 誘導灯及び誘導標識
    9. 防排煙設備
    10. 配線設備
    11. 防火扉・シャッター設備

(裏に続く)



(3) 点検回数

- |      |                       |
|------|-----------------------|
| 総合点検 | 1回（8月末までに実施すること。）     |
| 機器点検 | 1回（2月7日（金）までに実施すること。） |

(4) 点検報告

- ・各点検において点検終了日から1か月以内に点検結果報告書（以下、「報告書」という。）を提出すること。
- ・報告書について、委託者に説明を行うとともに、重大な是正事項については、その改善・整備のための打ち合わせを委託者で行うこと。
- ・報告書のほか、委託者が求める書類等がある場合は、提出すること。

7. その他

- (1) 作業日時については、事前に学校と調整し、学校の給食や授業等の妨げとならないようにすること。
- (2) 作業時は、事故のないよう安全管理に十分注意すること。
- (3) 業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (4) この仕様書に記載のない事項については、必要に応じて委託者及び受託者で協議し定めるものとする。

## 仕様書

1. 業務名 小絹中学校消防設備保守点検業務
2. 適用 本仕様書は、つくばみらい市が発注する「小絹中学校消防設備保守点検業務」（以下、「業務」という。）について適用する。
3. 履行場所 つくばみらい市絹の台1-14-2 小絹中学校
4. 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
5. 一般事項
  - ・作業は、消防設備士又は消防設備点検有資格者が行うこと。
  - ・作業中は、事故及び誤作動等がないよう十分な対策を行うこと。
6. 業務内容
  - (1) 点検内容
    - 消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6に基づき消防設備点検を適正に行う。
  - (2) 点検設備及び項目
    1. 消火器具
    2. 屋内消火栓設備
    3. 自動火災報知設備
    4. ガス漏れ火災警報設備
    5. 火災通報装置設備
    6. 非常警報器具及び設備
    7. 避難器具
    8. 誘導灯及び誘導標識
    9. 防排煙設備
    10. 配線設備
    11. 防火扉・シャッター設備

(裏に続く)

(3) 点検回数

- |      |                       |
|------|-----------------------|
| 総合点検 | 1回（8月末までに実施すること。）     |
| 機器点検 | 1回（2月7日（金）までに実施すること。） |

(4) 点検報告

- ・各点検において点検終了日から1か月以内に点検結果報告書（以下、「報告書」という。）を提出すること。
- ・報告書について、委託者に説明を行うとともに、重大な是正事項については、その改善・整備のための打ち合わせを委託者で行うこと。
- ・報告書のほか、委託者が求める書類等がある場合は、提出すること。

7. その他

- (1) 作業日時については、事前に学校と調整し、学校の給食や授業等の妨げとならないようにすること。
- (2) 作業時は、事故のないよう安全管理に十分注意すること。
- (3) 業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (4) この仕様書に記載のない事項については、必要に応じて委託者及び受託者で協議し定めるものとする。

## 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

令和 年 月 日

常総地方広域消防本部

つくばみらい消防署長

殿

届出者

住 所 茨城県つくばみらい市福田 1 9 5

氏 名 つくばみらい市長 小田川 浩

電話番号 0297-58-2111

下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。

記

防 火 対 象 物	所 在 地	茨城県つくばみらい市上平柳 6 4 番地 4				
	名 称	間宮林蔵生家・記念館				
	用 途	令別表第一(17)項				
	規 模	地上	1 階	地下	階	延べ面積

消防用設備等  
(特殊消防用設備等)の種類等

消火器具、自動火災報知設備、非常警報器具及び設備、誘導灯及び誘導標識、配線

※ 受

付

欄

※ 経

過

欄

※ 備

考

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合は、点検を実施した全ての者の情報を別記様式第 3 に記入し、添付すること。
- 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
- ※印欄は、記入しないこと。

090000042

# 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

令和 5 年 8 月 22 日

常総地方広域消防本部  
つくばみらい消防署長

殿

届出者

住 所 茨城県つくばみらい市福田195

氏 名 つくばみらい市長 小田川 浩

電話番号 0297-58-2111

下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。

記

防火対象物	所在地	茨城県つくばみらい市小絹907-1				
	名称	つくばみらい市高齢者センター				
	用途	令別表第一(1)項ロ				
	規模	地上	1階	地下	階	延べ面積
消防用設備等 (特殊消防用設備等)の種類等	消火器具、自動火災報知設備、誘導灯及び誘導標識、配線					

※ 受 付 欄

※ 経 過 欄

※ 備 考



- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合は、点検を実施した全ての者の情報を別記様式第3に記入し、添付すること。
  - 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
  - ※印欄は、記入しないこと。